

徳島県人事委員会告示第十二号

職員任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和元年十二月十九日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和元年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 祖川康子

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	平成三十年十二月二十一日